

【会議の概要】

会 議 名：令和5年度第4回加古川市障害者施策推進協議会

期 間：令和5年12月26日（火）10時00分から11時15分

議 題：（1）加古川市障がい者基本計画等の素案について  
 （2）加古川市障がい者基本計画等に係るパブリックコメントの実施について

出 席 者：委員9名、市（事務局）10名

欠 席 者：なし

公開・非公開の別：公開（傍聴者あり）1名

配布資料：別紙NO.1 次第

別紙NO.2 【資料1】「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画（素案）」に係るパブリックコメント実施結果概要

別紙NO.3 【資料2】「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画（素案）」に係るパブリックコメント実施結果

別紙NO.4 【資料3】「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画」（素案） 主な変更点と考え方

別紙NO.5 加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画（原案）

【協議の概要】

議事 加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画及び第3期加古川市障害児福祉計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果及び変更点と考え方について事務局から説明を行い、委員から意見をいただいた。

以 上

《司会：事務局》

1 開 会

《事務局より配付資料の確認》

2 議 事 《議長：会長》

(1) 加古川市障がい者基本計画等に係るパブリックコメントの実施結果について

[会長]

それでは資料に沿って事務局より説明をお願いいたします。

《事務局より資料に沿って計画の基本的な考え方についての説明》

[会長]

ただいま事務局から、パブリックコメントについての内容そして市の考え方と回答についての説明がございました。

委員の皆様、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

[委員]

資料2の8、原案の14ページのところで、医療的ケアを受けている方が（必要とする）吸引できるヘルパーさんを養成するのに、事業所が研修費を負担しないといけないということが現状であり、事業所の負担がとても大きいということですが、難病の患者さんでALS（筋委縮性側索硬化症）の方で人工呼吸器を装着された方について、吸引ができるヘルパーさんに来ていただきたいのですが、人数が不足しているというお話を、複数の患者さんが言っておられると保健所は把握をしています。

ヘルパーさんが実際に多くの患者さんを訪問しないといけないところがたくさんあって、研修に行くことや、事業所が研修費をプラスで負担するということは大変であるというお話も訪問してる保健師が聞いている現状です。

せっかく研修に行くとなっても、その事業所のヘルパーさんのニーズは全体数として減ることになりますので、全体でまわしていくその事業所がお金も出さないといけない、研修に行くヘルパーさんも出さないといけないとなると周りの人がとても負担であるという現状については話を伺っていて確かにそうだなと思いましたので、せっかく研修を受けられても、その事業所にずっと居ていただければ良いですが、他の事業所に行かれる可能性も高いというところで、市町でこの研修費を補助していただけたらとても良いなというご意見があり、確かに日々の業務の中で聞いていることは、ここに予算をつけていただけたら、吸引のできるヘルパーさんに来ていただきたいという方のニーズに応えることができるのかなと感じました。

[事務局]

介護福祉士などの医療的ケアのコーディネーターにつきましても、そのような研修の資格を取らないと支援に入れないという現状は把握しております。

自己負担になることで大きな負担になっているというところ、または、研修を受けたいけど枠がないといった追加のお話も聞いたことがあるのですが、この研修に関わる費用につきましては、例えば近隣の市町でしたら、介護の方も併せて実施しているなど、介護分野、障害分野とあわせて今後、検討をしていかなければならないというところですが、しかし、今すぐ実施しますという回答はすぐにはできないため、近隣の市町の状況や動向も踏まえつつ、今後の取り組み施策は考えていきたいと思っておるところです。

また人材の流れ、事業所から事業所に流れるという点につきましては、加古川市においても、できるだけその人が空いてる時間があれば他の事業所に行けるような取り組みはどうしたら良いのかということや、空き時間がないヘルパーが流動的に動けるような仕組みづくりについては、現在、基幹相談支援センターとも協議を進めていくなかで、ヘルパー同士の何か繋がりがもてる場を作ることができればという話し合いを進めているところです。

#### [委員]

先ほどのヘルパーさんの研修の件で、参考になればというところですが、本校でも教員が三号研修（喀痰吸引等研修）の実施を校内で、或いは兵庫大学と連携して実施をしています。

多分5、6年前からスタートしていると思いますが、指導する看護師については、本校に在籍をしている看護師が基本的に指導するだけではなく、兵庫大学のいわゆる看護系の教授からも授業をしていただいて、そして研修を実施するというような体制を組んでいますので、うまく連携をすることができたら、このようなヘルパーさんの研修もできるのかなと思います。

今年の夏もある事業所から看護師を派遣してもらえませんかというようなお話があったのですが、それは公的な機関の看護師を事業所に派遣するのは難しいためお断りしたような話があり、そういう研修を行うのに大分苦慮されているのかなという感じもありましたので、もし参考になればということでお伝えさせていただきます。

#### [委員]

今の喀痰吸引の話ですが、喀痰吸引を国が始めるきっかけになったのは、特別支援学校の家族に対する負担軽減というところだったように記憶しております。

そして、喀痰吸引を始めるにあたって私も実際に厚生労働省に行き、話を聞いてきております。

その中で、当時、喀痰吸引を始める際に、資格を付与するにあたって一番大事なことは何かという質問に対して、厚生労働省は「手順をしっかりと間違わないように」ということだったはずでした。

つまり、当事者個々のニーズに合わせた喀痰ができるかどうかではなく、手順を間違えないようにというところで、2つ目が痰を取ったりするのは、息がしづらくなっていくということなので、介護福祉士は資格がなくても、違法性阻却論という考えに則ってやらなければならない。しかし、それでは違法性というところに引っかかってくるので喀痰吸引をしようというふうに進んでいったはずでした。

先程、委員の方から兵庫大学と連携をしてというふうに言ってくさっています。確かに資格を取るためには、本校と連携をしていくことはとても大事だと思いますが、これは制度的な話だと思います。

す。実際に吸引をしている介護職の人の心理を考えると、(患者の)自宅に1人で、その喀痰行為をすることはいはやはり不安だと思います。

ということは、加古川市は少なからず資格を取った後も継続して研修をし続けるような環境をとっておかないと、ただ資格を取るための場所作りをするだけでは良いものは出来上がらないのだろうなと思います。せつかく、そのように話を進めていただければ、加古川市内の様々な施設と大学と支援学校と連携をとりながら、リカレント教育ができるような環境もぜひ考えていただけるとありがたいと思っています。

[事務局]

ありがとうございます。

ご意見いただきました点につきましては、関係機関とも調整しながら検討して参りたいと思います。

[会長]

他よろしいでしょうか。

それでは特にないようでございますので、続いて議事の(2)加古川市障がい者基本計画等の原案について事務局より説明をお願いいたします。

(2)加古川市障がい者基本計画等の原案について

《事務局より資料に沿って(2)加古川市障がい者基本計画等の原案についての説明》

[会長]

事務局から原案の主な変更点についてのご説明がございました。

委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

[委員]

資料3の1ページ、No.4の追加のところ(計画書11ページ)ですが「子どものころからの福祉意識の醸成」と書いてあって、そのあとに「学校での福祉学習などにおいて、児童・生徒が障がいのある人との交流や疑似体験を行うなど、子どものころからの福祉意識の醸成を図ります。」と書いてあるのですが、これは児童・生徒と書いてあるので小中高を対象にしているのかなと推察しているのですが、この福祉学習の中で障がい者と交流することで、障がい者を理解するということでよろしいですか。

[事務局]

はい。こちらはそのような意味合いで表現をしております。

[委員]

小学校の方でわたしも授業をしますが、まず、障がいのある人との交流の前に、住みやすいまちづくりということでユニバーサルデザインやバリアフリーって何なのか、そこから生活者のノーマライゼーションとは何なのかというところを授業した後に、障がいのある当事者と会ってみるということをしています。そういった事前学習がこの福祉学習の中に含まれているのであれば良いのですがこのままだと、何か当事者と会うことが勉強だというふうに捉えられないかなと少し感じたものですから、文章をもし可能であれば変更等をお願いしたいなと思います。

[事務局]

教育委員会等にも確認いたしまして、文言についてはこちらで検討させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

[委員]

資料3の2ページ、ナンバー7の13ページのところですが、障がいのある方の地域生活への移行というのは、とても難しい問題だと思いますし、なかなか進んでいないのかと思いますが、退院後の支援も含めて、このあたりでピアサポーターさんの活用といった文言が全く入っていないのですが、このあたりの考え方などを教えていただきたいなと思います。

[事務局]

ピアサポーターさんの活躍の場というのは以前からお話が挙がっているところではありますので、こちらの方で活躍の場の提供も含めて検討しているところです。委員にも施策を進める段階でご相談をさせていただきたいと思っております。

[会長]

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[委員]

私たちの子どもたちは多くの様々な支援を受けてこれからも進んでいけるのかなというふうに思っています。

私自身が文言に違和感があったものが、原案の14ページの「本人の意向に沿った相談支援の充実」というところの最後で、障がいのある人が着実に成長できる相談支援という「成長」というのがすごく、何か私自身は違和感があって、街で暮らしやすさを求めているのであって、成長というのが必要なのかなというのは、すごく違和感があった文言だったので考えていただけたらと思います。

[事務局]

ご意見ありがとうございます。

本日のご意見を踏まえまして、表現の方を検討させていただきたいと思います。

[会長]

他にございますでしょうか。

議題全体、(1)(2)も含めて全体的なご意見でも結構ですが、いかがでございますでしょうか。

[委員]

今回の変更点で正しい表現とするために文言修正や正式名称にということで何点かされていますが、私からは1点、原案の24ページになりますが、施策の上から4つ目「助成制度の周知」というところで、こちらの方もできれば正式名称で記載いただきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

細かい話で恐縮ですが、まず「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」につきましては正式名称が変わっておりまして、初段の「特定求職者雇用開発助成金」のところのコースに入っております。

あと、特定求職者雇用開発助成金は様々な種類がございます、障がい者の関係で言いますと、特定就職困難者コースという名称になっております。そのため、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」は削除していただき、「特定求職者雇用開発助成金」の後に括弧で「特定就職困難者コース」、それから「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」としていただければと思ひます。

その後も「障害者トライアル雇用奨励金」とありますが、こちらも正式名称は「トライアル雇用助成金」となっており、その後に括弧で「障害者トライアルコース」「障害者短時間トライアルコース」と修正していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

[事務局]

ご指摘ありがとうございます。

また、先ほどのご指摘を踏まえまして修正をさせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

[会長]

他にご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

[事務局]

事務局から1つよろしいでしょうか。

本日いただいたご意見を踏まえまして、パブリックコメントの回答についての公表をさせていただきますこととなります。

もう一度、委員の皆様全員にご確認いただく機会を設けるといふことは少し難しいため、意見反映後の回答につきましては会長一任で進めさせていただきますもよろしいでしょうか。

《全委員異議なし》

[事務局]

ありがとうございます。

それでは会長にご報告をさせていただきます、進めさせていただきたいと思います。

また、パブリックコメントの回答部分以外の修正点についてご指摘いただいたものにつきましては、次回の協議会にてご説明をさせていただけるように修正をしたいと思います。

[会長]

その他よろしいでしょうか。

本日につきましては、非常に皆様の熱心かつ慎重な審議、ご協議に感謝申し上げますとともに、議事が円滑に進めましたことを改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、進行を返したいと思います。よろしく申し上げます。

7 閉会

以 上